

契約者貸付金がある生命保険金

Q：私は、父の死亡により1,500万円の生命保険金を受け取りました。この生命保険金は、実際は2,000万円ですが、父が生前に保険会社から借りていた契約者貸付金の元利合計500万円が差し引かれました。

この場合、相続財産はいくらでしょうか。なお、保険の契約は次のとおりです。

契約者・父 保険料負担者・父
被保険者・父 保険金受取人・私

A：1,500万円が相続財産となります。

【解説】

契約者貸付金は、保険契約に基づき保険金が支払われる場合に、保険約款により保険金受取人の受け取るべき保険金から控除されることになっています。

このような場合には、次のように取り扱われます。

(1)被相続人が保険契約者である場合

保険金受取人は契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものとし、契約者貸付金等の額に相当する保険金及びその契約者貸付金等の額に相当する債務はいずれもなかったものとされます。

(2)被相続人以外の者が保険契約者である場合

保険金受取人は、契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものとし、保険契約者は、契約者貸付金等の額に相当する部分の保険金を取得したものとされます。

